令和8年度野菜自給力強化体制づくり事業

三重県農林水産部農産園芸課

野菜の栽培面積を拡大し自給力を高めるため、農作業の省力・軽労型生産・出荷調製体系の構築を図る意欲ある農業者等（農業者、農業法人、農業協同組合）の取組を支援します。

公募期間	令和8年6月1日（月）～6月19日（金）
対象者	省力・軽労型生産体系に意欲的に取り組む農業者等（農業者、農業法人、農業協同組合）
補助率	1/2以内
補助上限	100万円以内（事業実施主体あたり）

対象となる機械等

（1）省力・軽労型生産の実現のために必要な機械

・農業用ドローン　・畝立て整形機　・播種機
・マルチャー　・ブームスプレーヤー防除機
・移植機　・マルチスプレーヤー　等

（2）省力・軽労型出荷調製の実現のために必要な機械の導入

・包装機　・（出荷作業用）調製機　・選別機

※補助額は20万円以上100万円以下（税抜）とする。
※導入機械は原則として新品であること。
※既存設備の単純更新は補助対象外とする（機能向上の取組は対象）
※予算額を上回る応募があった場合、事業実施要領に基づき、採択・不採択を決定する。

留意事項

省力・軽労型生産、出荷調製の実現に向けた調査を実施してください。（県農業改良普及センターの指導）

- 導入した機械を使用し、既存の生産、出荷調製体系との比較を行うことを想定しています。（調査の方法は不問）
- 実績報告時に調査結果（様式自由）を提出してください。

申請手続 （以下の書類を各地域の農林事務所に提出してください）

別記様式1	野菜自給力強化体制づくり事業実施計画の承認申請について
第18号様式	野菜自給力強化体制づくり事業（省力・軽労型生産体系や出荷調製に必要な機械の導入支援）実施計画書
添付書類等	（ア）事業費の分かる資料（原則、複数社の見積書※） （イ）機械のカタログ等 （ウ）その他、事業実施計画を補足するために必要な資料（機械の補足説明資料　等）

その他

- 事業の採択の審査及び審査結果の通知について
  県は提出された事業実施計画書の審査を行います。審査結果を踏まえ、申請者に対して審査結果の通知を行います。
  <u>審査結果の通知はおおむね7月上旬を予定しています。</u>
- 予算の範囲内での採択となりますので、予めご了承ください。

お問合せ先及び申請先

○桑名農政事務所 〒511-8567	地域農政課 （桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町） 桑名市中央町5-71	☎0594-24-7421
○四日市農林事務所 〒510-8511	地域農政課 （四日市市、鈴鹿市、亀山市、菰野町、朝日町、川越町） 四日市市新正4-21-5	☎059-352-0629
○津農林水産事務所 〒514-8567	地域農政課 （津市） 津市桜橋3-446-34	☎059-223-5102
○松阪農林事務所 〒515-0011	地域農政課 （松阪市、多気町、明和町、大台町） 松阪市高町138	☎0598-50-0515
○伊勢農林水産事務所 〒516-8566	地域農政課 （伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町） 伊勢市勢田町628-2	☎0596-27-5164
○伊賀農林事務所 〒518-8533	地域農政課 （伊賀市、名張市） 伊賀市四十九町2802	☎0595-24-8108
○尾鷲農林水産事務所 〒519-3695	地域農政課 （尾鷲市、紀北町） 尾鷲市坂場西町1-1	☎0597-23-3498
○熊野農林事務所 〒519-4393	地域農政課 （熊野市、御浜町、紀宝町） 熊野市井戸町371	☎0597-89-6122

なお、申請に関するお問合せは下記窓口においても可能です。
三重県農林水産部　農産園芸課　園芸振興班
✉：nousan@pref.mie.lg.jp　　☎：059-224-2808